

日 時：令和 7 年 2 月 19 日（水）13：30～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、梶田委員、高村委員、
小笠原委員、宍戸委員

佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、佐々木総務課長、
吉屋参事官、香月参事官、山口参事官、片岡参事官、澤田参事官

○佐々木総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、藤原委員長が御欠席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、大島委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いいたします。

○大島委員長代理 それでは、ただいまから、第315回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つです。

議題 1 「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）について（個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方）」について、事務局から説明をお願いします。

○芦田企画官 それでは、資料に沿って御説明いたします。

今回お諮りする資料は、個人情報保護法の制度的課題に対する考え方（案）となります。こちらは 2 月 5 日の委員会に続き、個人情報保護法の 3 年ごと見直しの各論点について想定される具体的な規律の方向性に関する考え方等を示すものです。

今回は「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」の中に記載された各論点の一部を扱っております。2 月 5 日の委員会における御説明と重なりますが、本日、これをお認めいただけましたら、今後、本文書の内容も踏まえつつ、ステークホルダーとの議論を続けていくこととしたいと考えております。

まず、大きな項目の一つ目は、「特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方」です。特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID等を含む情報については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれがあると考えられます。

ここでいう権利利益侵害の発生については、注 1 にありますとおり、メールアドレス等を用いて有名企業等のかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトの URL にアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等が挙げられます。

あるいは注2にあるとおり、オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し、第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等が挙げられます。

このような記述等が含まれる個人関連情報について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性が特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうかとしています。

ここで対象とする個人関連情報については、2ページ目の注3にありますとおり、特定の個人の所在地（住居、勤務先等）、電話番号、メールアドレス、Cookie ID等の記述等、これを利用して特定の個人に対する連絡を行うことができるものに限るとしておりますけれども、これを含む個人関連情報等を規律の対象とすることを想定しています。

また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入してはどうか、また、2ページ目のポツに移りますけれども、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうかとしています。

2ページ目、大きな項目の二つ目でございますけれども、「本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ（顔特徴データ等）に関する規律の在り方」です。

一つ目のポツにありますとおり、顔識別機能付きカメラシステム等のバイオメトリック技術の利用が拡大する中で、生体データのうち、本人が関知しないうちに容易に（それゆえに大量に）入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する顔特徴データ等ですけれども、その他の生体データと比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっています。

ここでいう生体データは、個人情報保護法及びその施行令に規定する特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるものを念頭に置いております。

また、こうした顔特徴データについては、注6にありますとおり、カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能であると考えられます。

そこで、二つ目のポツにあるとおり、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないかと考えられます。

具体的には、三つ目のポツにありますとおり、顔特徴データ等の取扱いに関する一定の

事項の周知を義務付けてはどうか。その場合において、一定の例外事由を設ける必要があるのではないかとしています。

ここでいう顔特徴データについては、注7にありますとおり、規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定していますが、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものを規定することを想定しています。

なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しないと考えています。

また、周知については注8にありますとおり、顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定しており、具体的な方法は、注9にあるとおり、制度が円滑に運営されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定しています。

例外事由については、3ページ目の注10にありますとおり、例えば周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等を想定しています。

また、3ページ目の最初のポツにあるとおり、顔特徴データ等、こちらは保有個人データであるものに限りませんが、こちらについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうかとしています。その場合において、一定の例外事由を設ける必要があるのではないかとしています。

こちらの例外事由につきましては、注11にありますとおり、例えば本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等を想定しています。

さらに、3ページ目の二つ目にあるとおり、顔特徴データ等について、オプトアウト制度に基づく第三者提供を認めないこととしてはどうかとしています。

大きな項目の三つ目でございます。こちらは「悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方」です。

最初のポツにありますとおり、近時、いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する中で、オプトアウト届出事業者である名簿屋が、提供先が悪質な（法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する）名簿屋であると認識しつつ名簿を提供した事案が発生しており、オプトアウト制度に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状があります。

この「闇名簿」問題につきましては、注12にありますとおり、犯罪対策閣僚会議において令和5年3月に策定された「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案

に関する緊急対策プラン」においても、個人情報悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている状況にあります。

しかしながら、提供先における個人データの利用目的等を確認する提供元の義務が規定されていない現行法下においては、提供元が不適正な利用の禁止を適切に履行するための手段が存在しない状況となっています。

そこで、二つ目のポツにありますとおり、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設する必要があるのではないか。具体的には、以下の規律を導入することが考えられるのではないかとしています。

一つは、オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者（提供先）の身元（氏名又は名称、住所、代表者氏名）及び利用目的を確認しなければならないこととしてはどうかとしています。その場合においては、一定の例外事由を設ける必要があるのではないかとしており、その内容につきましては4ページ目の注14にあるとおりでございますけれども、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、当該個人データが本人、国の機関、地方公共団体等によって公開されていたものである場合等を想定しています。

二つ目は、当該第三者（提供先）は、オプトアウト届出事業者（提供元）が上記確認を行う場合において、その上記確認に係る事項を偽ってはならないこととし、これに違反した者（提供先）に対して過料を科すこととしてはどうかというものです。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○大島委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いいたします。

宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員　宍戸でございます。

資料1という形でおまとめいただきました「個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方」を具体的に3点御提示いただいておりますけれども、これまでの中間整理、それから、ステークホルダーとの対話等を踏まえて、適切な制度整備の方向性をお示ししていただいていると思います。

これに関連して、前回の委員会でも申し上げましたけれども、既に考え方（案）についての柱のところにも書いておられますが、ステークホルダー等との議論は丁寧にお進めいただきたいと思います。去る2月13日に、デジタル行財政改革会議の下に置かれておりますデータ利活用制度・システム検討会が開催され、私は一有識者として参加したのですが、佐脇事務局長からこれまでの3年ごと見直しの議論の状況についても適切な御説明があり、また、その場でも参加されていた方々から様々な御意見を頂いたところであります。

本委員会の3年ごと見直しに関する議論は非常に様々な方々から注目されていると思いますし、現実に何よりも個人情報の保護と利活用のバランスを取る上で国民、それから関係するステークホルダーの方々に対する影響が非常に大きいものでございます。

この点、ヒアリング等にこれまで応じていただいたステークホルダーの方々に事務局を通じて対話をしていただきたいということを、前回の会合でもお願いいたしました。今回の第2弾についても、記載していただいているようにそれをお進めいただくと同時に、繰り返しになりますが、丁寧な議論を当委員会としてもする必要がありますので、ステークホルダーによっては御意見はないとか、あるいは今の段階で御意見があるとか、今はよく考えているとか、様々な状況の方がおられるとは思いますが、それぞれの段階で構いませんので、御意見等を事務局において把握された段階でこの場に御紹介をいただき、また、我々自身もそれを踏まえてよく考えるのが適切ではないかと思っておりますので、この点、事務局に是非お願いしたいと思っております。

私からは以上でございます。

○芦田企画官 ありがとうございます。

ステークホルダーとのコミュニケーションは開始をさせていただいているところでございますけれども、様々な御意見等があるかと思っておりますので、速やかにまた段階を踏んでまとめて、こちらの委員会に御報告させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○大島委員長代理 ほかはいかがでしょうか。

では、藤本委員、お願いします。

○藤本委員 藤本です。御説明ありがとうございました。

宍戸委員からも言及があったのですが、これからステークホルダーの皆様と更にコミュニケーションをしていかれるということで、例えば1ページ目の1の「特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方」などについて、事業者の立場で考えると、自分たちの事業がこの検討されている内容とどういう関連があるのだろうか、何か対処が必要になるのだろうかというところが一つのポイントになってくるかなと思うのです。そういったことを踏まえて、ステークホルダーの方々とお話の中でそういった視点で更に丁寧な説明が必要なのかといったことを検討していかれるといいかなと思いました。

以上です。

○芦田企画官 ありがとうございます。

それぞれの論点について、個別の事業者なりステークホルダーなどへのインパクトがそれぞれあるかと思っておりますので、なるべく具体的にイメージが湧く形でコミュニケーションを取らせていただいて、理解が得られるように進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○大島委員長代理 では、浅井委員、お願いします。

○浅井委員 御説明ありがとうございました。

論点の3について一言コメントさせていただきます。

御説明のように、個人データが悪質な名簿屋に渡ることによって起き得る犯罪被害の防止を目的として、データ提供元が負う提供時の確認義務などの規律を強化することは意義があると思います。

また一方で、データの流通市場を建設的に醸成するために、信頼性の高い事業者を支援するということも大事ではないかと考えます。欧米で制度化、もしくは検討されている事例に倣えば、データ販売事業者を登録制にするなどの方法というのでも検討していただきたいと考えます。

以上です。

○芦田企画官 ありがとうございます。

こちらのところはデータの利活用という観点からも、制度全体の中でいろいろと考えていく必要もあるかと思っておりますので、様々な論点も含めて、御意見を踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○大島委員長代理 では、清水委員、お願いします。

○清水委員 ありがとうございます。

一つ一つお願いしたいと思うのですが、まず、個人関連情報に関しましては、不適正利用、不正取得に限り個人情報と同様の規律を導入するという御提案でして、こちらはそういう御提案に賛成させていただきます。

2番目の顔特徴データ等ですけれども、まず一つ確認なのですが、中間整理の段階では生体データとしていたと思います。具体的には施行令で定められたDNA等を含む個人識別符号を念頭に置いていたと理解しているのですけれども、それより対象が狭まったという理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、その狭めた理由というのはまずは実務上の事情を考慮したということと理解してよろしいでしょうか。

まずその辺をお願いいたします。

○芦田企画官 ありがとうございます。

まず、こちらの「顔特徴データ等」と書いてあるところでございますけれども、中間整理の段階におきましては、注7の末尾の記載にも関係しますが、ただの顔写真が規律の対象になるのではないかというコメント等もございましたので、こういったものを踏まえて、対象となるものをより明確化するという観点でこういった言葉を使わせていただいております。

また、対象となる範囲というところでございますけれども、まず基本的な考え方というところから議論を始めるところが適切かと考えておきまして、そういった観点でタイトルが長くなっておりますけれども、本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であるとか、一意性・不変性が高いとか、本人の行動を長期にわたって追跡することに利用できるといったものを挙げさせていただいているところでございまして、基本的にはこれに対する当てはめというものをどうしていくかということがこの議論の本質であると考えて

おります。

当然、様々な技術が現在もある中でございますけれども、こういった中で現時点において該当することが想定されるものとして顔特徴データ等ということを挙げさせていただいていると御理解いただければと考えております。

当然、技術の進歩等を踏まえた形で様々な見直し・検討をしていくことはあるかと思っておりますけれども、今回の資料は、今の段階で御提案している制度として御理解いただければと思います。

以上でございます。

○清水委員 ということは、特に絞ったということではないということですね。より実態に即したといいますか、対象を明確化するためにという理解でよろしいのでしょうか。

○芦田企画官 そういった御理解でよろしいかと考えております。

○清水委員 ありがとうございます。

そうしましたら、まず顔特徴データ等について規律強化を図ったということについては評価させていただきたいと思います。

理解しているところによりますと、生体データはGDPRではセンシティブデータという扱いになっているということですので、今回、本人関与のレベルを引き上げることによってEUとほぼ同等の水準に引き上げるものとしても評価できると思っております。

ただ、課題も残ると思っております、一つは今、議論させていただきました範囲の問題でございます。この範囲は、今回の規律を導入するのであれば、一旦決めていただくことになると思いますが、その範囲が適切なのかどうかということは常に見直しというものが必要になると思います。

もう一つは規律強化の度合いについてなのですが、私の理解としましては、今回検討している規律は、通常の個人情報と要配慮の中間段階のものなのかなと理解しているところでございますが、昨年、この問題について3月に議論させていただいたときには、あまり規律のレベルが異なる情報の類型を、言い換えれば定義を増やすというのは反対である、要配慮個人情報とすべきだという意見を申し上げました。ただ、実務上、既にいろいろなところで使われているという実態もあるということで、いきなり要配慮に引き上げるというのは難しいという事情もあったと推察しております。

しかし、情報の定義や規律のレベルが多様にわたるとするのは、ますます規制が複雑化していく懸念がございます。先ほどの個人関連情報にも若干共通するところがあると思うのですが、情報の類型が多過ぎるとか、規制内容がガラパゴス化しているという批判も結構受けるところでございまして、分かりやすさに若干逆行する点もあるかなと思っております。

ということで、今後の課題としましては、範囲の問題、それから、規律のレベルについては、今回の見直し後も引き続き検討していくことが必要であろうと考えております。

以上が2番目の話でございます。

3番目でございますけれども、いわゆる名簿屋に対する規律ですが、提供先（渡す相手）の身元確認、それから利用目的の確認を義務付けるということで、不適正利用に該当しないことについて、名簿屋に対して説明責任を負わせるということについては賛成いたします。

他方、他の方策も併せて実務レベルで必要なのではないかと感じているところでございます。

一つは、不正取得でないことの確認義務です。こちらは現行法の第30条、第三者提供を受ける際の確認義務でも提供元による個人データの取得の経緯の確認というのは義務付けられておりますけれども、その証跡の確認までは必ずしも求められていないというのが現状です。実際に昨年あった処分案件では、初回に名簿を購入する際に口頭で盗んだ品物ではない、盗品ではないという旨の確認を行ったと名簿業者は言っていたわけですが、事実はまさに不正な名簿の持ち出しであったわけです。

また、別の問題として、個人情報データベース等の形で提供されない場合は、受領者側において個人データには該当しないということになりますので、第30条の確認・記録義務は適用されないと解釈されていると考えられます。しかし、個人情報データベース等の形で提供されないケースであっても、取得元の取得の経緯や適法性というものを確認させるように何らかの形で指導していく必要があるのではないかとというのが一点です。

それからもう一つは、本人の権利行使の機会を確保するということです。本人はオプトアウト権を行使できるということになっておりますけれども、実際には自分の個人データが名簿屋によって提供されているということ自体を知らない、認識していないケースというのが結構あると思われれます。本人通知、あるいは本人が容易に知り得る状態に置くこととされておりますけれども、当委員会の調査結果では、ホームページに掲載している事業者は良い方で、社内の壁面に掲示しているという事業者もあったということで、必ずしも本人が閲覧することが合理的に予測されない態様での公表にとどまる例というものも聞いております。したがって、本人が実効的に権利行使ができるような状況にしなければいけないと認識しているところでございます。

これと関連しますが、本人が実効的に権利行使ができるようにするための一つの方策として、現行法第27条第2項で事業者は事業者名と住所、代表者氏名を届け出ることになっておりますけれども、例えば電話番号等の連絡先なども届け出させるとか、どういうレベルで求めるのかは今後の対話によって見極めていただきたいと思いますと思いますが、ガイドラインや指導等といった運用レベルでの規律の強化も検討していただきたいと思いますところでは。

それから、最後になりますが、オプトアウト制度全体に関しまして、当委員会のモニタリングを強化すべきであると感じております。先ほど登録制度という話もありましたけれども、特殊詐欺の原因がオプトアウト制度だけに起因するとは限らないわけですが、少なくとも本制度は当委員会への届出を求めているわけです。ですから、事業者に対する管理

は一定程度当委員会が適切に行っていくという意味での説明責任を当委員会が負っていると思うのですね。

具体的には昨年４月に発言したのと内容は同じなので省略させていただきますけれども、２点あって、一つは届出事業者の最新の状況を把握するということです。現在の稼働状況を把握すべきである。現在は、一旦届出すれば、内容の変更届を提出しない限りずっとそのままということになってしまっていると思います。しかし、これでは、実際には何をやっているか分からないということにもなりますので、ほったらかしではまずかろうということが１点目です。最新の状況を把握するということです。

２点目は、監視・監督のお話になると思いますが、報告徴収、立入検査などを適切にやっていくということがモニタリングの強化の方策として必要だろうと考えております。

以上、御検討をお願いしたいと思います。

○芦田企画官　ありがとうございます。

いずれも大変重要な御指摘をいただいたとっておりますので、それぞれ検討してまいりたいと思います。

生体データ、顔特徴データ等のところでございますけれども、基本的には現在の我が国の状況ということをつまえて、適切なレベルの規律ということを議論していくという方向だと考えております。当然、その範囲や規律の強度ということにつきましては様々な選択肢があるところだと思っておりますけれども、こういったものというのはよく現状を踏まえて議論しながら進めさせていただければと思います。

三つ目の論点のいわゆる名簿屋に関するところにつきましても、当然運用の段階においてどのような形でやっていくかということが非常に重要な事項も含まれていると認識しておりますので、実効的な対策という観点でどこまでのものを事業者にお願ひできるのかということもよく考えていきたいと思っております。

また、監視・監督室との連携ということも含めて進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○大島委員長代理　ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

皆さん、御意見、御質問をありがとうございました。特に修正の御意見はないと思いますので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

それでは、次の議題に移ります。

議題２「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に

関する法律（次世代医療基盤法）に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議への対応について」、事務局から説明をお願いします。

○山田企画官　事務局です。よろしくお願いいたします。

いわゆる次世代医療基盤法に基づく「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定に係る協議について御説明いたします。

資料２－１を御覧ください。「１．趣旨」です。次世代医療基盤法において、主務大臣が「認定仮名加工医療情報利用事業者」の認定をしようとするときは、あらかじめ個人情報保護委員会に協議をしなければならないとされています。今般、アストラゼネカ株式会社及び国立研究開発法人理化学研究所から、認定仮名加工医療情報利用事業者の認定に係る申請が主務大臣に行われ、主務大臣から当委員会に対して認定の協議があったものです。

「２．検討内容」です。２者それぞれの申請内容について、個人情報保護法との関係を踏まえ、①から⑥までについて、協議の際、提出された書類を基に事務局にて確認いたしました。

①仮名加工医療情報の性質及び規模を踏まえ、適切な安全管理措置を講じていること。

②医療分野の研究開発に必要な範囲において、仮名加工医療情報を取り扱うこと。

③仮名加工医療情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、消去すること。

④仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工医療情報を他の情報と照合することを禁止していること。

⑤本人に対する連絡等のために、仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報の利用を禁止していること。

⑥仮名加工医療情報について、第三者への提供を禁止していること。なお、この点については次世代医療基盤法第43条第１項各号、これは法令に基づく場合や薬機法に基づく製造販売承認等の場合です。それと同条第２項各号、これは事業者間の共同利用等の場合ですけれども、このような場合の提供は除いております。

なお、次世代医療基盤法に規定されている申請者が満たすべき「申請者の能力に関する基準」、「安全管理措置に関する基準」等の各種要件については、主務大臣において、事業者からの申請書類や施設・設備を確認することにより、適正なものであると確認されているとのことであります。

「３．対応案」です。本件協議書等によれば、今般の申請者においては、仮名加工医療情報の利用に際し、個人情報保護法が求める個人情報の保護のための措置の水準と同等程度の措置を講ずることとしており、その適正な取扱いが確保されるものと認められます。

また、認定仮名加工医療情報利用事業者は、個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者であるため、今般の事業者においては、事業実施に当たって個人情報保護法の規律を遵守する必要があります。

以上を踏まえ、本協議については資料２－２及び資料２－３のとおり、認定仮名加工医療情報利用事業を個人情報保護法の規定に従い適切に運用することについて、意見を付し

た上で委員会として御了承をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。
説明は以上です。

○大島委員長代理　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見をお願いします。

よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うこととします。

本日の議題は以上です。

それでは、本日の会議は閉会といたします。